

「市民とともに育む環境首都・安城」実現のための6つの基本目標

基本目標	取り組みの一例
生活環境 安全で循環型社会を築く環境づくり 環境にやさしいライフスタイルの推進や地震・風水害発生時の対応力を強化します。市民の安全意識の啓発、地域ぐるみの防犯活動や交通環境の整備を進め、安全性の向上をめざします。	環境教育・学習／地球温暖化対策／環境美化／ごみの減量化・資源化／水の安定供給／油ヶ淵の水質浄化／防災体制／地域の防犯体制づくり／交通環境整備／市民相談体制の充実
保健福祉 健康で安心して暮らせる環境づくり 保健活動や地域医療、各種福祉施策を充実し、健やかな市民生活を支援します。乳幼児や放課後児童の受け入れ態勢を整備するなど市民の子育てを支援します。	生活習慣病予防／感染症対策／地域医療の充実／在宅福祉／福祉施設の整備／介護サービスの質的向上／保育サービスの充実／ひとり親家庭福祉／障害者・障害児福祉／地域福祉の推進
都市基盤 自然と共生した環境づくり 公園や緑地の整備、緑のネットワークづくりを進め、自然と調和した都市景観を創ります。市街地の整備を促進し災害に強く自然と共生した快適な都市環境を創造します。	緑化の推進／公園・緑地・河川・道路の整備／浸水対策／バス事業／中心市街地・周辺市街地の整備／エコサイクルシティの形成／公営住宅整備
教育文化 個性と文化を育む環境づくり 生涯学び続け、学びを生かすことのできる環境づくりを進めます。文化事業の充実や文化財の保存と活用に努めます。市民の文化芸術活動、スポーツの支援や助成を進めます。	総合的な生涯学習の推進／青少年の健全育成／成人・高齢者への学習機会の提供／幼稚園教育／開かれた学校づくり／文化・芸術活動の振興／文化財の保護／マイスポーツ運動の推進
産業振興 活力にみちた環境づくり 農業の効率化への支援、先端的産業の誘致促進、商業の振興などにより産業の活性化をめざします。七夕まつりやデンパークなどの観光資源を活用し、活力にみちた環境づくりを進めます。	効率的かつ安定的な農業経営／食と農の再生／既存企業の振興／商店街の活性化／観光資源の活用／デンパークの経営改革／消費相談／就業支援
計画推進 市民が主役となる環境づくり 市民の自治意識の高揚、参加と協働を進め、市民が主役となる環境づくりに努めます。効果的な行政経営をめざし広域行政と行政改革を推進します。	情報提供による市民サービスの向上／市政への市民参加／男女の共生と自立・参画をはぐくむ環境の整備／在住外国人の生活環境整備／行政改革の推進／計画的な財政運営

環境首都実現のための主要プロジェクト

問い合わせ▼企画政策課



市は、来年度を初年度とする第7次総合計画の策定を進めています。総合計画は、長期的・総合的な視点に立って、これからのまちづくりを進めるための指針となるものです。これまで、市民アンケート、まちかど座談会などを実施し、市民の皆さんの意見を踏まえながら、計画づくりを進めてきました。このたび、計画案がまとまりましたのでお知らせします。そして、この案に対してパブリックコメント制度により、市民の皆さんからご意見を募集します。
 ※募集の詳細は7ページにあります。



《第7次安城市総合計画基本構想（案）》
 【めざす都市像】「市民とともに育む環境首都・安城」
 きれいな水と豊かな自然に恵まれた安城市の環境を守り、より良い環境を次の世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、市民、事業者、市が手を取り合って取り組んでいきます。あらゆる施策に環境の視点を取り入れ、「つくる」から「いかして使う」へ発想の転換をし、自然環境のみならず人の暮らしを取り巻く人間環境についてもより良いものを市民と協働で築いていきます。



第7次安城市総合計画(案)への ご意見を募集します

各案は下記のとおりご覧いただけます

- と き**▶11月15日(月)～12月14日(火)の午前8時30分～午後5時15分
 (市役所は、土・日曜日、祝日を除く。中央及び地区公民館は、月曜日、祝日の翌日を除く)
- と ころ**▶市役所市政情報コーナー、企画政策課(第7次安城市総合計画)、市民安全課(安城市市民安全条例)、中央及び地区公民館
 ※市ホームページ(<http://www.city.anjo.aichi.jp/>)にも掲載しています。



**** パブリックコメント制度による意見募集 ****

パブリックコメント制度とは?

市の重要な政策などを決定する場合に、事前にその趣旨、目的、内容の案を公表し、それに対して市民の皆さんからご意見をいただき、寄せられた意見の概要と市の考え方を公表する一連の手続きのことです。市民の皆さんの市政への参画を促し、行政の透明性の向上を目的としています。

ご意見をお寄せください

住所、氏名、計画・条例名を明記のうえ、次のいずれかの方法で、意見を提出してください。なお、お寄せいただいたご意見に対して個別に回答はしませんが、提出された意見に対する市の考えを整理し公表します。

募集期間▶11月15日(月)～12月14日(火)

提出方法	提出先	
	第7次安城市総合計画	安城市市民安全条例
持参の場合	企画政策課	市民安全課
郵送の場合	〒446-8501 安城市桜町18-23 安城市役所	
	企画政策課あて	市民安全課あて
ファクスの場合	<76>1112	<72>3741
Eメールの場合	kikaku@city.anjo.aichi.jp	anzen@city.anjo.aichi.jp

※電話による意見の提出は、内容を正確に記録することができないため受け付けできません。

安城市市民安全条例(案)へのご意見を募集します

市民の皆さんが、安全で安心して暮らせるように、市、市民及び事業者が地域安全活動を推進し、犯罪のない地域社会の実現を目指して、「安城市市民安全条例」づくりを進めています。

このたび、この条例案がまとまりましたのでお知らせします。そして、この案の基本的な考えに対して、パブリックコメント制度により、市民の皆さんからご意見を募集します。

※募集の詳細は次ページにあります。

目的

市民の生活を脅かす犯罪を防止するため、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市民の安全の確保に向けた施策の基本を定めることにより、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

制定の必要性

安城市内の刑法犯認知件数は、10年前に比べて約2倍に増加し、なかでも、空き巣、車上ねらいなどの市民に身近な犯罪がここ数年大幅に増加しているなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

こうした状況に歯止めをかけ、犯罪の抑止を実現させるためには、警察活動に加え、市、市民、事業者の

すべての人が「自分たちのまちは自分たちで守る」という強い決意の下、地域における安全活動を協働していくことが必要となります。

そのために、条例を制定して市、市民及び事業者の役割を明らかにしていきます。

犯罪抑止モデル地区の指定

ここ数年、市内において市民に身近な空き巣や車上ねらいが大幅に増加しており、これら犯罪の抑止対策が強く求められています。

そこで、本条例では犯罪多発地区における防犯対策を強化するために、モデル地区の指定ができることを規定しました。

問い合わせ▼市民安全課

安城市市民安全条例(案)におけるそれぞれの役割



市民の役割

- 自らの日常生活における安全の確保
- 安全な地域社会を実現する担い手としての地域安全活動
- 市が実施する市民の安全の確保に関する施策への協力



事業者の役割

- 事業活動や不動産の管理における市民の安全を確保するための必要な措置
- 地域社会の一員としての地域安全活動
- 市が実施する市民の安全の確保に関する施策への協力



市の役割

- 市民、事業者との協働による犯罪の起こりにくい環境づくり
- 市民、事業者に対する犯罪情報の提供と防犯意識の高揚
- 市民、事業者が行う自主的な地域安全活動への支援
- 児童、生徒の安全確保